

令和8年度

会津若松市ステップアップ応援補助金

第2回 公募要領

令和8年8月

会津若松市 観光商工部 商工課

目 次

【重要】 応募申請の前に必ずご一読ください	1
1 制度の目的及び内容	2
2 用語の定義	2
3 補助対象者	2
4 補助対象業種	4
5 補助対象事業	4
6 補助対象経費・補助対象外経費	4
7 補助金の額	5
8 中心市街地の区域	6
9 補助金交付までの流れ	7
10 補助対象期間	8
11 応募手続等	8
12 認定審査会について	10
13 事業計画の認定	11
14 事業の公表	11
15 市の事業への協力	11
16 事業計画書の作成・ブラッシュアップ支援	11
17 問合せ先	12

【重要】 応募申請の前に必ずご一読ください

1 補助の対象となる事業は、自らが事業者となって実施する事業です

2 認定審査会は、補助金の交付事業を認定するものであり、補助金額を決定するものではありません。

認定審査会では、応募事業の内容を審査・評価し、補助金を交付する事業としての認定の可否を決定します。認定審査会申請書類に記載の補助金額を確約するものではありませんので、予めご了承ください。

3 補助対象事業への着手（店舗改装の契約や着工、備品の購入等）は、補助金の交付決定を受けてから実施してください

緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に補助対象事業を実施する場合には、所定の書類を提出していただく必要があります。

ただし、その場合であっても交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は、補助対象者の責任に帰することになります。

4 補助金の交付は、事業完了後となります。

補助金は、事業が完了し、領収書等を添付した実績報告書を提出した後となります。融資の相談等はあらかじめ行っていただき、計画的に事業資金を準備してください。
（事業資金不足等で事業を実施できない場合、補助金を交付することはできません。）

5 必要に応じて補助事業の実施状況について、報告を求めることや調査を行うことがあります

この報告や調査によって補助金の交付決定の内容等に従って実施されていないと認められるときは、補助事業の一時停止を指示することがあります。

6 財産の処分には制限があります

補助事業により取得した財産は、原則として専ら補助事業に使用される必要があります。他の用途への使用、他の者への貸し付け又は譲り渡し、他の物件との交換、債務の担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。

その財産を既存事業等、補助事業以外で用いた場合、目的外使用と判断し、補助金の全部又は一部を市に返還いただく必要がありますのでご注意ください。

7 補助事業の取消し・補助金の返還

次のいずれかに該当した場合は、補助事業の全部又は一部を取り消し、交付された補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の指示・命令に違反したとき。
- (4) 不作為等により事業が計画どおり進捗していないとき。

1 制度の目的及び内容

地域の課題やニーズを捉えた新事業や、市内遊休不動産（店舗、ビル、倉庫、土地など企業活動に使用されていない不動産）及び空き家（以下、「遊休不動産等」という。）を活用し、自ら事業を行おうとする事業者を支援することで、本市で事業を始めようとする人を後押しするとともに、中心市街地をはじめとする地域全体の活性化及び地域経済の発展を図ることを目的に、その費用の一部を補助するものです。

※ 市の中心市街地活性化のビジョン等は、こちらをご覧ください。



2 用語の定義

この要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

中心市街地	第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月策定）第1章第5項に規定する中心市街地の区域
遊休不動産	過去に営業していた実績のある店舗、ビル、店舗併用住宅、事務所、倉庫及び土地であって、現在は企業活動に使用されていない又は今後空き物件となる見込みのある不動産で賃借又は購入可能な状態のもの
空き家	過去に住居として使用されていた実績のある一戸建ての専用住宅であって、現在は使用されていないもの
出店	創業、第二創業、再出店、移転又は多店舗展開により店舗を構えること
チャレンジ事業	新製品、新技術又は新サービスの開発等、現在営んでいる事業のさらなる発展のための事業又は新規性・独自性のある事業に挑戦すること。
新規創業	現在事業を営んでいない方が新たに事業を開始すること（創業して1年以内又は1年以内に創業する予定である個人又は法人）
再出店	過去に営んでいた事業を閉鎖した後、同じ事業を再開すること
第二創業	既存事業とは異なる新事業及び新分野に進出することで経営刷新を図ること
移転	現在営んでいる店舗を市内の別の場所に移転すること（ただし、中心市街地内での移転、中心市街地から中心市街地以外への移転は補助対象外）
多店舗展開	既存事業において店舗数を拡大しようとする事
創業者	以上に定義する新規創業、再出店を行おうとする方
既存事業者	以上に定義する第二創業、移転、多店舗展開を行おうとする方

3 補助対象者

補助対象者は、以下(1)～(7)の全てに該当する個人又は法人、団体等です。（組織の法的形態は問いません。）

(1) 次のいずれかに該当する個人又は法人、団体等

- ① 市内にある遊休不動産等を購入又は借りて出店をしようとする方
- ② 地域資源を活かした新商品の開発や、地域特性・課題を捉えた新サービスなど、新規性・独創性のある事業を行おうとする方

(2) **新規創業、再出店の方については、市が策定した創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業（創業塾等）を受講し、受講完了の証明書（以下「創業支援証明書」といいます。）の交付を受けた方、又は会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例（平成31年会津若松市条例**

第23号)第2条第5号に規定する中小企業支援団体(市の区域内に事業所を有する商工会議所、商工会等)の支援を受け、支援を証する書類の交付を受けた方

- (3) 「会津若松市ステップアップ応援事業認定審査会」での事業説明等の内容を踏まえ、市長から認定を受けた方
- (4) 3年以上事業を継続する意思のある方
- (5) 市税を滞納していない方(住所の所在地、本支店所在地の市町村税を滞納していない方)
- (6) 過去3年間に於いて、同一事業に対する補助を受けていない方(多店舗展開を行う方はこの限りではありません。)

ただし、以下のいずれかに該当する方は、申請できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を行う方
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団員と関係を有する方
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる方
- (4) 法人の場合で、その役員のうちに前2号のいずれかに該当する方のあるもの
- (5) 補助金の交付を受けようとする事業を、宗教活動又は政治活動を主たる目的として行おうとする方
- (6) 中心市街地にある遊休不動産等に移転することにより、中心市街地にある他の店舗を遊休不動産等とすることとなる方

会津若松市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業による支援 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例に基づく中小企業支援団体の支援

市では、国の認定を受けている「会津若松市創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者の方々とともに、創業を目指す皆様のサポートをしています。

創業、再出店、第二創業の方は、以下の実施機関の特定創業支援事業を受講し、受講完了の証明書の交付を受ける、又は、市の区域内に事業所のある中小企業支援団体(会津若松商工会議所、あいづ商工会)の支援を受け、支援を証する書類の交付を受けてください。

種別	特定創業支援事業 実施機関	連絡先
NPO	特定非営利活動法人環境地域文化エナジー	050-5471-1062
NPO	特定非営利活用法人福島ベンチャー・SOHO・テレワーカー共同機構	024-525-4048
NPO	ProYELL	0242-85-7011
金融機関	日本政策金融公庫 会津若松支店	0242-27-3120
金融機関	福島銀行 会津支店	0242-26-6311
金融機関	会津商工信用組合	0242-22-6565
金融機関	東邦銀行 会津営業部	0242-27-6511
支援機関	あいづ商工会	0242-58-2381

※ 特定創業支援事業についてはこちらをご覧ください。



4 補助対象業種

補助対象業種は、中心市街地をはじめとする本市全体の活性化に寄与するものと市長が認めるものとします。

※ ただし、遊休不動産の賃借等自らは事業を行わない、いわゆる転貸事業などは補助の対象となりません。

5 補助対象事業

補助対象事業は、以下のいずれかの事業のうち、「会津若松市ステップアップ応援事業認定審査会」での事業説明等の内容を踏まえ、市長が認定した事業です。

(1) 新規出店事業（遊休不動産等の活用あり）

市内にある遊休不動産等を活用し、自らが事業を行うために出店する事業

(2) チャレンジ事業

地域資源を活かした新商品の開発や、地域特性・課題を捉えた新サービスなど、新規性・独創性のある事業（遊休不動産等の活用の有無は問いません。）

6 補助対象経費

補助対象経費は、以下に掲げる経費とします。

(1) 事業に要する工事費

(2) ブランディングに要する費用（※ 広告媒体等の掲載費は、各媒体1回限り対象です。）

(3) 機械装置に係る経費

(4) 備品・什器に係る購入費

(5) 試験依頼に係る経費

(6) 調査・分析に係る委託費

(7) その他市長が必要と認める経費

※ 交付決定日から当該年度末までに支出する経費に限ります。認定期間内に補助事業が適切に実施されなかった場合は、補助金の交付はできません。

※ 国、県等他団体の補助金を受ける場合は、それらの補助金額を補助対象経費から除きます。

※ 補助対象外となる経費の例は、以下のとおりです。

(1) 住居部分など、直接事業の用途に付さない範囲の経費

(2) 建物の共益部分に係る経費

(3) 間接経費（振込手数料、運送料、仲介手数料等）

(4) 不動産（土地、建物等）の取得にかかる経費（敷金、礼金、保証料等を含む。）

(5) 運転資金（家賃、光熱水費等）

(6) 汎用性が高く、使用目的が特定できないものにかかる経費

(7) 人件費、飲食費、娯楽、接待、税金等に支出された費用及び公的資金の使途として社会通念上不適切と判断される経費

7 補助金の額 ※ 補助金額の累計が年度予算の上限に達した場合は、募集終了となります。

補助金の額は、以下のとおりです。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内

補助限度額

(1) 新規出店事業（遊休不動産等の活用あり）

① 中心市街地に出店する場合	創業者	200 万円
	既存事業者	250 万円
② ①以外の市内に出店する場合	創業者	100 万円
	既存事業者	150 万円

(2) チャレンジ事業

① 創業者	50 万円
② 既存事業者	100 万円

商店街活動や中心市街地の活性化にご協力ください

当該補助金を活用し、中心市街地へ新たに出店される方には、商店街や周辺店舗との連携や、中心市街地の活性化にご協力をいただきたいと思います。

商店街に出店をお考えの方は、原則として、商店街に加入いただき、商店街活動等に可能な限り参加・協力をしていただくことになりますので、事前に出店場所の商店街にご相談ください。

8 中心市街地の区域

区域の考え方

市の玄関口であり、交通の結節点でもあるＪＲ会津若松駅から、商業が集積している中心商店街、行政施設や福利施設等の公共公益エリアを経て、本市のシンボルである鶴ヶ城に至る範囲を中心に活性化の取組を進めています。

第３期会津若松市中心市街地活性化基本計画における対象区域は、前計画（第２期会津若松市中心市街地活性化基本計画）のエリアを基本としながら、その外縁部も含めた区域としています。

区域面積（約 160ha）



- ※ 中心市街地や商店街については、こちらをご覧ください。 ⇒⇒⇒⇒
- ※ 出店を希望する場所が区域内か、商店街があるかなど、不明な点がある場合は、
商工課にお問い合わせください。



9 補助金交付までの流れ

新規創業・再出店の方は①から、移転・多店舗展開・第二創業・新事業創出の方は②からのスタートになります。

① 特定創業支援事業等の受講・創業支援

新規創業・再出店の方は、次のいずれかの受講又は支援を受け、受講完了又は支援を証する証明書等の交付を受けてください。

- ・ 会津若松市が策定した創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業（創業塾等）
- ・ 中小企業支援団体（会津若松商工会議所、あいづ商工会）の創業支援

※ 証明書等の発行には一定の期間が必要です。当補助金の公募の申請をしようとする日から起算して14日前までに、支援機関へ事業計画書を提出し、指導・助言を受けてください。期日を過ぎると公募の申請をお断りする場合があります。

② 事業計画書等の作成・事業の認定審査申請

補助金の利用申請にあたっては、事業計画書や収支予算書等を準備し、「会津若松市ステップアップ応援事業認定審査申請書」に補助対象経費の見積書等の必要書類を添えて、市に提出してください。

③ ステップアップ応援事業認定審査会

市が設置する「会津若松市ステップアップ応援事業認定審査会」において、提出された申請書類等をもとに、説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

④ 認定の可否の通知

市において、③の認定審査会の審査結果及び意見を踏まえ、申請があった事業について認定の可否を決定し、申請者に通知します。

⑤ 補助金の交付申請

④の認定を受けた方は、「会津若松市ステップアップ応援補助金交付申請書」に必要書類を添えて市に申請してください。

⑥ 補助金の交付決定

申請書類の受領後、内容に不備がなければ、市から「交付決定通知書」を交付します。

- ・ 原則、交付決定日までは、工事等の契約・着工、備品の購入等（着手）はできません。
- ・ やむを得ない理由により事前に契約・着工（着手）する必要がある場合は、速やかに市に相談の上、必要な手続きを行ってください。

⑦ 工事等の契約・着工、備品の購入等（着手）

補助金の交付決定を受けてから、工事等の契約・着工、備品の購入等（着手）をしてください。

- ・必要な手続を経ずに、交付決定前に契約・着工（着手）した事業は、**補助の対象になりません。**
- ・事業内容が変更となる場合は、速やかに市に相談の上、必要な手続を行ってください。

⑧ 工事・事業等の完了・代金の支払い

⑨ 補助金の実績報告

工事・事業等が完了し、代金の支払いが終了した後に、「会津若松市ステップアップ応援補助金実績報告書」に必要書類を添えて市に提出してください。

⑩ 工事・事業等完了の確認

市に提出いただいた書類をもとに、現場確認を行います。

⑪ 補助金の額の確定・支払い

書類や現場を確認のうえ、補助金の額を確定します。

市に提出いただいた請求書により、後日、指定の口座に市から補助金をお振込みします。

10 補助対象期間

補助金の交付決定通知書の交付を受けた日から令和9年3月31日まで

補助金の交付決定後、速やかに補助対象事業（工事等）に着手し、補助対象期間内に事業に係る支払を完了し、事業を開始してください。

11 応募手続等

公募期間・提出期限

第1回 ~~令和8年5月1日（金）から5月29日（金）午後5時15分まで（必着）（終了）~~

第2回 令和8年8月3日（月）から8月31日（月）午後5時15分まで（必着）

※ 応募書類の内容に不備がある場合は、受け付けることができません。

応募前に市商工課で書類の内容を確認することもできますので、早い段階からご相談ください。

※ 令和8年度は、第2回の公募で終了となります。

認定審査会スケジュール

第1回 ~~令和8年6月18日（木）（終了）~~

第2回 令和8年9月17日（木）

応募書類

- (1) 会津若松市ステップアップ応援事業認定審査申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
※ 収支予算等も含みます。
- (3) 工事の内容が分かるような図面、パース図や類似店舗の写真など、店舗の施設整備に係るコンセプトやデザイン等が分かるもの（店舗の整備を行う場合）
※ 様式は任意です。
- (4) 補助対象経費に係る見積書 ※様式は任意です。
- (5) 住所の所在地又は本支店の所在地における、直近2か年分の市町村税の納税証明書（全部証明書）
- (6) 認定審査申請書類チェックリスト
- (7) 法人・団体の場合
 - ▶ 法人：履歴事項全部証明書
 - ▶ 団体：定款・規約新規創業・再出店を行おうとする個人・法人・団体
 - ▶ 「特定創業支援事業の受講完了証明書」又は「中小企業支援団体の支援証明書」
- (8) 第二創業、移転、多店舗展開、新事業創出等すでに事業を行っている個人・法人・団体の場合
 - ▶ 既存事業における直近の確定申告書、決算書（貸借対照表、損益計算書、試算表等）
- (9) 他の補助を受けている又は受ける予定の場合
 - ▶ 申請書類一式の写し（申請する事業の内容や経費の内訳が分かるもの）
- (10) その他市長が必要と認める書類

※ 提出書類については、不備のないよう十分留意してください。

※ 店舗や商品・サービスのイメージが伝わるような画像等を事業計画書に挿入又は添付資料としてご提出いただくことも可能です。

※ 「納税証明書」は、税金の納付状況を確認するため、「確定申告書や決算書」は、既存事業の業績を確認するために提出いただきます。

※ 「中小企業支援団体の支援証明書」は、支援団体での事業計画作成支援を受けた後に発行されるものです。十分な支援を受けていただくため、早い段階での相談をご検討ください。

※ 認定審査会当日までに、申請主体となる法人の登記が完了しない可能性のある方は、速やかに商工課へご相談ください。

※ 提出期限までに不備が解消されない場合は、受付ができません。

提出先

会津若松市役所 本庁舎5階（会津若松市東栄町3番46号）

観光商工部 商工課 電話 0242-39-1252

提出方法

申請書の提出に当たっては、必ず事前に商工課に電話にてご連絡ください。

(1) 窓口を持参される場合

土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に、応募書類の原本をご持参ください。

(2) 郵送で提出される場合

簡易書留等を使用し、応募書類が提出期限までに提出先に届くようにしてください。

〒965-8601（住所記載不要）会津若松市 観光商工部 商工課 宛

提出部数

1 部

※ 提出のあった書類は白黒コピーにて審査員へ提供します。白黒コピーでは分かりにくい資料（カラー刷りの写真や資料など）がある場合は、カラー印刷した資料を7部提出してください。

留意事項

応募書類は、原則として返却しません。

応募書類は、本市が受理した時点で「公文書」となるため、情報公開請求の対象となります。情報公開請求があった場合は、会津若松市情報公開条例に則り、開示又は不開示の判断をします。

12 認定審査会について

応募者には、認定審査会において、説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

質疑応答がありますので、コンセプトや資金計画の根拠について明確にご説明ください。

認定審査会では、事業計画等の説明を受け、以下の項目についてそれぞれ評価を行います。

審査会のスケジュール等の詳細については、別途申請者へ通知いたします。

審査項目

- ▶ 事業の計画性・実現性（出店の動機、ターゲット、コンセプトなど）
- ▶ 事業の収益性・継続性（出店までの資金計画、開店後の収支計画など）
- ▶ 事業の新規性・独創性（事業内容・ビジネスモデルに新規性・独創性があるかなど）
- ▶ 地域との連携・地域への波及効果
（商店街や周辺エリアとの関わりや効果に関する考えなど）

13 事業計画の認定

認定審査会からの意見を踏まえ、事業計画等が適切である事業を認定します。

(審査の結果、認定されない場合もあります。)

認定結果については、応募者に郵送でお知らせいたします。

※ 認定を受けた事業者の方は、速やかに交付申請を行ってください。

※ 申請書類を市で審査し、内容に不備がなければ交付決定通知書を発送いたします。

必ず交付決定通知書の受領後に事業に着手してください。

※ 補助金の支払は事業完了・支払後、実績報告書類を提出した後となります。

予めご了承ください。



交付申請・実績報告の様式はこちらからダウンロードできます。

14 事業の公表

認定された事業は、市のホームページ等で紹介するなど、公表させていただきます。

15 市の事業への協力

認定された事業者には、市が行う施策へのご協力をお願いする場合があります。

16 事業計画書の作成・ブラッシュアップ支援

会津若松市ステップアップ応援事業の認定を受けるためには、認定審査会の委員を納得させるような説得力のある事業計画等を作成することが必要です。

事業計画書等は、第三者に見てもらうことで更に磨きがかかります。事業を成功させるためにも、新規創業、再出店以外の方も応募の前に専門家等のアドバイスを受けることをお勧めします。

次の機関では、事業計画の立て方や、経営全般に関する相談について、無料のアドバイスを行っていますので、ぜひ活用してください。

会津若松商工会議所

所在地 会津若松市南千石町 6 番 5 号
電 話 0242-27-1212 (代表)

あいづ商工会

所在地 会津若松市北会津町下荒井字宮ノ東 16-5
電 話 0242-58-2381

17 問合せ先

会津若松市 観光商工部 商工課

会津若松市役所 本庁舎5階（会津若松市東栄町3番46号）

電 話 0242-39-1252

ファクシミリ 0242-39-1433

電子メール shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp